

執務室整備業務 受託候補者特定基準

項目・審査の観点	配点	
	大項目	小項目
<b>【業務の実施方針】</b>	60	
① レイアウト計画・設備工事計画 ・レイアウト計画・設備工事計画は適正な内容となっているか。		15
② 機能的な執務空間 ・労働者の動線等に無理のない、機能的で働きやすい環境となっているか。		15
③ 新型コロナウイルス感染症対策 ・新型コロナウイルス感染症対策を講じた提案となっているか。		15
④ 独自の提案 ・独自性や優位性が認められる提案となっているか。		15
<b>【業務の実施体制等】</b>	20	
① 類似業務の実績 ・類似業務の実績をどれだけ有しているか。 ・実績に基づく具体的な見識を有し、本事業に必要な提案がされているか。		20 (10) (10)
<b>【見積額】</b>	20	
① 本業務に係る見積額 ② 仕様書3の(1)に係る見積額 ③ 仕様書3の(2)に係る見積額 ・合理的な根拠に基づいて算出しているか。		20
合 計	100	100

**【留意点】**

- ※ 審査委員会での審査及び評価の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、最高得点が、本市の求める最低限の水準（100点中60点）に達していない場合は、この限りではない。
- ※ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。
- ※ 大項目において0点の項目が1箇所でもある場合、その提案は無効とする。